

5 適切な保健医療体制づくりを進める

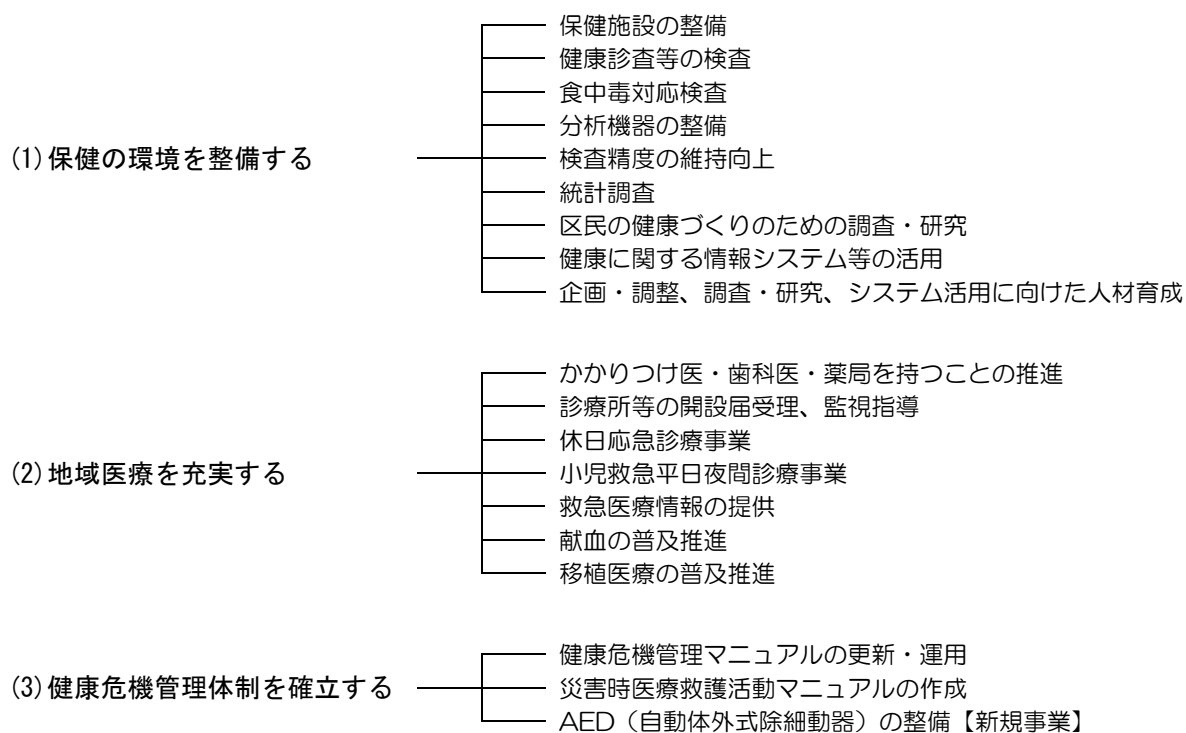
<基本的な考え方>

区民の健康を支えるための基盤として、人的体制、施設・設備、しくみを充実していく必要があります。

様々な健康課題に適切に対応するため、保健・医療の環境を整備するとともに、区民の日常の健康管理にむけた医療環境の整備が求められます。

また、感染症や毒物・劇物事件の発生等、健康危機発生時に区民の健康と安全の確保、被害者の適切な救済を図るための健康危機管理体制の整備が重要です。

<事業体系図>



(1) 保健の環境を整備する

<現状と課題>

様々な健康課題に適切に対応するための保健体制の整備が求められています。体制の整備を図るためには、拠点となる施設の整備、適切な検査を実施するための整備、検査情報をはじめとした健康情報を整理・統合して活用するための体制の整備、これらを実際に運用するための人的体制の整備が必要です。

施設については、向島保健センター、本所保健センターともに老朽化が進んでおり、また検査設備・検査体制が十分ではなく、特に健康危機管理への体制として不十分であることが課題となっています。保健サービスを総合的に提供するための、新たな保健所の整備が必要です。

健康情報の有効活用については、個人情報の保護に留意して「すみだ健康情報システム」としてデータベース化を進めています。既存の調査データや検査データを、区民の健康づくり推進のために活用していくことが重要です。

人的体制としては、健康づくり推進のために区では、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、保健衛生監視、食品衛生監視、診療放射線技師、検査技師、看護師、助産師、理学療法士、作業療法士等を確保しています。適切な健康づくり活動を実施し、各種保健サービス提供の基盤整備のために、保健医療従事者の確保及び研修等による資質の向上を図っていく必要があります。

<施策の展開>

- 新墨田区保健所を建設し、保健サービス全般を実施する総合的な保健施設とします。
- 区民の健康及び公衆衛生の向上を目的として行われる各種保健サービス等について、科学的な裏づけを与えるための試験検査の充実を図るとともに、高度な技術を要する検査に対応していくための体制の整備を図ります。
- 既存の健康情報を整理、活用するとともに、計画の進捗管理のための調査等を実施します。
- 健康づくりを推進する上で必要な調査・研究体制を確立します。
- 区民の健康情報等のシステムであるすみだ健康情報システムの有効活用を図ります。
- 健康づくりについて適切な指導ができる専門職や、利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスを総合的かつ計画的に提供できる専門職の確保、研修による資質の向上を図ります。
- 健康づくりを推進するために必要な企画・調整、調査・研究、情報システム活用等に向けた人材の育成に努めます。

<事業計画>

○保健施設の整備

- ・保健サービス全般を充実し、区民が利用しやすい総合的な保健施設とするため、新墨田区保健所を建設します。

○健康診査等の検査

- ・区民の健康づくり向上を目指す保健所事業の科学的な裏づけとなるデータの提供、生活習慣病の一次予防の動機付けを目的とした検査を実施します。

○食中毒対応検査

- ・保健所職員の総合的な食中毒対応能力を高めるため、国や東京都の関係機関への職員の派遣や、学会・講習会への参加を通じて、知識や技術の維持・向上に努め、食中毒対応検査の充実を図ります。

○分析機器の整備

- ・健康づくりや生活衛生環境の維持向上を目的とした分析機器の整備を進めます。危機管理対応も視野に入れた機器の整備を行います。

○検査精度の維持向上

- ・保健衛生事業の科学的根拠となる試験検査結果の精度の維持向上に努めることにより、保健所事業の信頼性を確保します。

○統計調査

- ・保健衛生行政の指定・承認・届出統計調査を実施します。

○区民の健康づくりのための調査・研究

- ・「区民の健康づくり総合計画」策定や見直しのため、区民の健康意識や行動実態を把握する区民意識調査等を実施・分析し、今後の事業計画の基礎資料とします。
- ・全国規模の統計調査や各保健サービス事業の実績を「すみだ健康情報システム」にデータベース化し、これら既存の調査データを保健衛生施策の立案に活用します。

○健康に関する情報システム等の活用

- ・保健や医療に関する統計等を収集し、区民一人ひとりの健康指導に役立てるとともに、保健衛生施策の立案等への有効活用を図るため、墨田区の保健情報システムである「すみだ健康情報システム」の積極的な活用を図ります。

○企画・調整、調査・研究、システム活用に向けた人材育成

- ・健康づくりを推進するために必要な企画・調整、調査・研究、情報システム活用等に向けた人材の育成に努めます。
- ・各種保健衛生関係機関の開催する研修へ専門職等が参加し、研修内容を日常業務に活かしていきます。

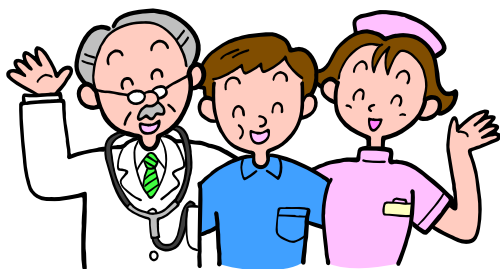
(2) 地域医療を充実する

<現状と課題>

様々な健康課題に適切に対応するための保健医療の環境の整備が求められています。区民の日常における健康管理のためには、かかりつけ医・歯科医・薬局を持つようにすることが重要です。また、休日応急診療事業のほか、小児救急平日夜間診療事業として平成17年(2005年)11月より「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」を開設しました。今後も小児の救急医療体制を充実していくことが求められます。

<施策の展開>

- 区民が身近な地域でかかりつけ医・歯科医・薬局を持てるよう、その定着の促進を図ります。
- 休日応急診療を行う等の救急体制を整備して在宅医療体制を確立し、その情報提供に努めます。
- 小児救急医療体制の充実を図ります。
- 安全な血液を確保するため、区報等を活用し、区民に献血に対する理解と協力が得られるよう普及・啓発に努めます。
- 移植医療についての区民の理解と協力を促し、ドナー(提供者)登録の普及を図ります。



＜事業計画＞

○かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの推進

- ・日頃から健康に配慮した生活を送ってもらい、いざという時の不安を軽減するため、区民にかかりつけ医・歯科医・薬局をもってもらうことを推進します。

○診療所等の開設届受理、監視指導

- ・医療関係施設の許可及び届出事務処理や、医療施設の監視指導を行います。

○休日応急診療事業

- ・すみだ医師会の協力のもとに、墨田区休日応急診療所（内科、小児科）をすみだ福祉保健センター内に開設し、休日における急病者の医療を確保します。
- ・歯科についても、地区医師会の協力を得て、在宅輪番制により実施します。

○小児救急平日夜間診療事業

- ・すみだ医師会、同愛記念病院の協力のもとに「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」を同愛記念病院救急外来内に開設し、平日夜間における小児の初期救急医療体制を確保します。

○救急医療情報の提供

- ・区民が急に病気やけがをしたときに、必要かつ適切な医療情報を提供します。

○献血の普及推進

- ・安全な血液を確保するため、献血思想の普及を図り、献血制度の適正な運営に資するよう、献血を普及推進します。

○移植医療の普及推進

- ・「臓器の移植に関する法律」により脳死からの心臓、肝臓、肺、腎臓、すい臓、小腸等の移植が可能となったため、移植医療についての区民の理解と協力を促し、ドナー（提供者）登録の普及・啓発と一層の推進を図ります。

(3) 健康危機管理体制を確立する

<現状と課題>

様々な健康課題に適切に対応するための保健・医療の環境の整備が求められています。近年、感染症や毒物・劇物による事件が頻発しているなかで、このような健康危機を予測、防止するとともに、適切に対応するための初動体制の整備、健康危機発生後の区民の健康と安全の確保、被害者の迅速かつ適切な救済体制の確立等、区民の健康づくりを推進する基盤として、健康危機管理体制を整備することが求められています。

<施策の展開>

- 大規模食中毒、感染症や毒物・劇物による事件等、健康危機を予測・防止するとともに、解決のための初動対応体制、健康危機発生後の区民の健康と安全の確保、被害者の救済体制の整備等、健康危機に対する管理体制を整備します。
- 災害時医療救護活動マニュアルの充実や実地訓練の実施により、災害時の保健医療体制を整備していきます。

<事業計画>

○健康危機管理マニュアルの更新・運用

- ・大規模食中毒、感染症や毒物・劇物その他の原因による健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に迅速かつ適切に対応するため、健康危機管理対策の基本指針とこれに基づく実際のマニュアルとして、平成15年(2003年)に策定した「墨田区健康危機管理対策の手引き」の内容の更新、実地訓練等への運用を図ります。

○災害時医療救護活動マニュアルの作成

- ・災害時における医療救護活動は、区民の生命と安全を守るための重要事項であり、関係機関ならびに東京都等と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期す必要があり、災害時のマニュアル作成を進めます。

○AED(自動体外式除細動器)の整備【新規事業】

- ・救急救命活動の充実のため、多くの区民が利用する施設にAED(自動体外式除細動器)を整備します。